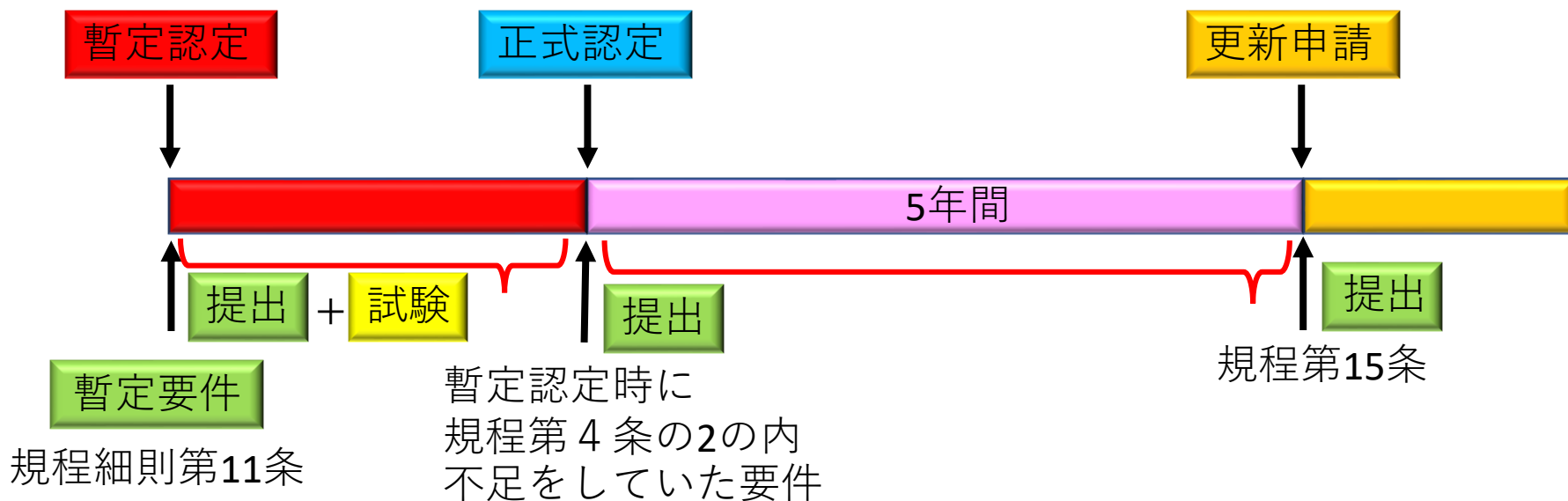


医療薬学専門薬剤師認定制度の 過渡的措置期間の新規申請に係る運用について



運用に関する説明：

1. 暫定要件（規程細則第11条）および正規要件（規程第4条の2）の両方での申請を受けつけます。
2. 暫定要件で認定された場合は暫定認定となります。暫定認定後、不足要件（申請時に規程第4条の2の中で不足をしていた要件）を満たした状況の年度の申請受付時期に、不足要件を提出し審査を受けてください。問題がなければ、次年度より正式認定となります。なお、暫定認定期間は、5年以内とします。
3. 暫定認定のまま5年後に指導薬剤師を申請する場合は、指導薬剤師申請時に、暫定認定時の不足要件（申請時に規程第4条の2の中で不足をしていた要件）を提出し、指導薬剤師の申請審査と同時に正規認定の審査を受けてください。